

平成25年度

無線システム普及支援事業費等補助金
(暫定的難視聴対策事業(受信対策事業))

公 募 要 領

本事業は平成25年度予算案に盛り込まれているものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、成立前に公募要領を提示するものです。したがって、内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

目次

	頁
1 事業の目的・補助対象事業について	2
2 採択決定後の措置について	4
3 評価の内容について	5

【参考資料】

自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

(別添)

「暫定的難視聴対策事業」の運用について

(別添)

応募書類の提出等について

1 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の背景・目的

地上テレビジョン放送については、平成23年7月24日（岩手県・宮城県・福島県については、平成24年3月31日）に地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送へ移行しました。地上デジタル放送の導入にあたっては、テレビジョン放送を受信するすべての皆様に地上デジタル放送への対応方法等を十分ご理解いただくとともに、その準備として受信環境の整備を着実に行っていただくことが必要です。

衛星利用による暫定的な難視聴対策（以下「暫定的難視聴対策事業」という。）は、地上アナログ放送終了時に、地上デジタル放送が難視聴となる地域にお住まいの方々に対し、衛星放送等による暫定的な難視聴対策を実施する団体に支援を行うものです。

暫定的難視聴対策事業のうち、「送信・利用者管理事業」については、社団法人デジタル放送推進協会（以下「D p a」という。）が実施団体として事業を行う運びとなっておりますが、本公募対象となる事業は、暫定的難視聴対策事業のうち、D p aが行う放送の利用者のうち、現に地上アナログ放送を視聴している世帯であってD p aが行う放送の受信設備を有しない世帯に対して、当該放送の受信を可能とする設備整備（受信機器については貸与する場合に限る。）を行う者に対して支援を行い、暫定的難視聴対策の円滑な実施を行うことを目的とするものです。

(2) 補助対象事業

ア 本事業は、「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」という。）」に基づく「暫定的難視聴対策事業」のうち「受信対策事業」であって、次に示すすべての業務を行う事業が補助対象となります。

① 「送信・利用者管理事業」の実施団体が実施することとなるBSデジタル放送の利用対象世帯のうち、福島県の原因事故の避難指示が解除された区域等において、当該放送の受信を可能とする受信設備整備が必要な世帯に対し、無償により当該整備支援（BSデジタルチューナーについては貸与）を実施する業務

- ・ 本業務に関し、東北総合通信局等関係機関との連携を保持すること。

② 貸与物品の管理を行う業務

- ・ 貸与物品の管理は、貸与の日から最長で平成27年3月末までとなるものであること。
- ・ 貸与物品については、明らかに暫定的難視聴対策事業による物品であることが分かるようにすること。

イ 本事業については、上記の他、別添「「暫定的難視聴対策事業」の運用について」中、「Ⅲ 受信設備整備支援の指針」を参考としてください。なお、岩手県・宮城県・福島県については、地上アナログ放送終了が平成24年年3月31日となっていることから、「平成23年7月24日」を「平成24年3月31日」と読み替えてください。

ウ その他

本事業を実施する上で、受信設備整備を希望する世帯からの工事申込等について、問い合わせ窓口（コールセンター）が必要となりますが、当該窓口機能は「送信・利用者

管理事業」の実施団体に設けられるものとしてください。

なお、工事日程の調整等、申込者との直接工事に係る連絡等の対応は、本事業の実施団体が担当することとなります。

このため、本事業の実施に当たっては、「送信・利用者管理事業」の実施団体との密接な連携体制を確保した事業実施となるようにしてください。

(3) 事業規模

128百万円（ただし有利子の資金が充てられた場合の利子支払い額を除く。）

※ なお、本事業につきましては、国庫債務負担行為（財政法（昭和22年法律第34号）第15条）により平成29年度までの5年間で、平成25年度事業の経費に係る補助金を支払います。事業に必要な経費に有利子の資金を充てた場合は、年利1.72%を限度とする利子支払い額についても補助の対象とします。

(4) 補助率

定額

(5) 補助事業の期間

交付決定日から平成26年3月31日までとします。また、別添「「暫定的難視聴対策事業」の運用について」を参考とし、複数年（複数年）の事業計画を有している場合は、事業の全体計画を提出していただいても構いませんが、翌年度以降の補助金交付を保証するものではありません。

(6) 補助金の交付の対象となる経費

- ・ 以下に具体的な経費の費目を示します。
- ・ 各経費の単価等については、応募者における各種規定類等その他当該単価の算定根拠を踏まえて、適正な価格を設定してください。
- ・ 対象経費として計上できる項目は、補助事業だけの用途に限定されます。他の事業と併用・兼用することを想定した項目・経費について、本補助事業での計上は認められません。

補助対象経費	
経費の区分	内容
(1) 受信設備整備・貸与事業費	地デジ難視対策衛星放送の受信を可能とする設備整備を暫定的に利用することにより地上デジタル放送の再放送を一時的に視聴可能とするために必要な経費
(2) 事務費	受信対策事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費（(1)及び(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）

※ 本事業に係る対象世帯数については、本年度300件程度を想定の上、対策処理件数に見合う1件当たりの処理単価及び総経費、事業全体統括のための必要経費及び附帯する事務費等の積算を行ってください。

(7) 事業実施に当たっての留意事項

① 個人情報の管理について

本事業の実施により得た個人情報の取扱いに特段の注意が必要なことから、個人情報の管理体制は適切に整備してください。具体的には、以下のとおりとします。

- ・秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規程を整備すること。
- ・管理者が常に明確であり、定期的な部内チェック等を行うこと。
- ・事業に関わる関係者向け、ガイドラインの策定等による啓発を行うこと。

② 本事業の実施に当たり、必要に応じ、交付要綱に基づき実施される「地上デジタル放送送受信環境整備事業」による他事業実施団体との連携が生じます。

③ 本事業の実施にあたっては、平成24年度の当該事業の補助事業者と事務の引継ぎ等の連携を図った上で実施してください。

2 採択決定後の措置について

(1) 公募での審査結果を踏まえた対応

今回の補助事業提案書等の評価の結果、交付要綱に基づく審査及び国の予算額等により、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。したがって、採択決定及び交付決定した場合の金額は、提案金額と必ずしも一致しません。

なお、採択決定後は、予算成立ののち速やかに交付申請書を提出していただき、当省内での審査の後、交付すべきものと認められたならば、交付決定を受けられ、そして事業を開始していただきます。本提案により採択決定通知された案件が、必ず補助事業として交付決定されるわけではありませんので、ご注意ください。

(2) 補助金の交付

交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後、平成29年度までの精算払いとなります。

なお、補助金の額の確定に当たっては、すべての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います（補助金の額

の確定等に係る現地調査等)。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提とした提案をお願いします。

ただし、特に必要と認められる場合、所定の手続、承認を得た上で、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用（支払行為）の発生を確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われることもあります。

なお、自社調達及び100%子会社等から調達を行う場合には、利益排除が行われていることが必要です【参考資料参照（7頁～8頁）】。

(3) 成果の帰属

補助事業によって得られた知的所有権等の成果は、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に帰属します。ただし、当該成果物の内容に応じて、総務省に報告していただく、又はインターネットの利用その他の方法により、広く公表していただくとともに効率的に使用していただく場合があることについてあらかじめご了承ください。

(4) その他

- ・ 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得、労務費等の支払行為が発生する当該年度内に終了（発注から支払まで）するものに限られます。
- ・ 補助金の交付の対象となる経費は、採択決定日ではなく、交付要綱に基づく交付決定日以降の補助事業が開始される日からとなるため、交付決定日の以前に発生した費用（発注を含む。）は、補助対象費用とはなりません。
- ・ 補助事業により購入した機器・物品等については、その所有権は補助事業者には帰属しますが、同時に補助事業者には、それら取得財産の管理義務（善管注意義務）及び取り扱いに係る制約（例：補助事業目的以外での使用の禁止、所有権の移転や廃棄等に係る当省大臣の要承認等）が生じることになります。機器・物品等の購入に際しては、当該機器等の想定する使用期間等を考慮し、賃借（レンタル/リース）との経済性について十分な検討をお願いします。
- ・ 本補助事業の一部を外部に委託又は請負する場合には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）その他の法律の趣旨を踏まえた契約をお願いします。
- ・ 本補助事業の一部を外部に委託又は請負した場合には交付要綱等に基づき適正に行うとともに、当該委託又は請負に係る契約の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めていただきます。なお、二重補助（例：同一の者が多重契約を締結し、1の事象について多重補助を受けるなど）は認めません。

3 評価の内容について

① 基本的事項

ア 補助事業者としての適格性

本事業の実施機関として適格な法人（法人の連携主体を含む。）であるか。

② 実施体制

イ 補助事業の実施体制

本事業を福島県の前発事故の避難指示が解除された区域等で実施するための人材や組織体制があるか。

ウ 補助事業の連携体制

関係機関・団体との連携体制を確保できるか。特に、本事業の性格上「送信・利用者管理事業」実施団体との密接な連携体制を確保できるか。

エ コンプライアンス・個人情報の管理体制

適切な管理体制が整備されているか。

③ 事業計画

オ 事業計画の具体性・実現性等

事業計画の内容が妥当なものであるか。

カ 事業計画の独創性

事業計画に新たな提案や工夫が施されているか。

キ 地域性の考慮

事業計画が地域の実情に応じたものであるか。

④ 財務・経理

ク 財務状況

本事業を実施するための財政的基礎があるか。

ケ 資金管理・監査

補助金を適切に管理できる体制を備えているか。

コ 補助対象経費の妥当性

補助対象経費等の内容が、合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか。

【参考資料】 自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

(1) 補助事業者の自社内から調達を行う場合

調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

- ① 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。補助事業者において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。
- ② カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価又は仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記(2)100%子会社等から調達を行う場合と同様とする。

(2) 100%子会社等から調達を行う場合

補助事業者が、100%子会社、孫会社等又は親会社から調達を行う場合その金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用する。

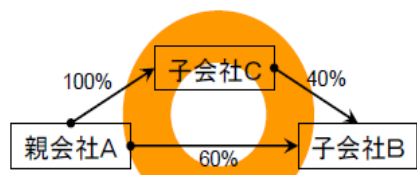
<利益排除の方法>

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値（XX%）とする。

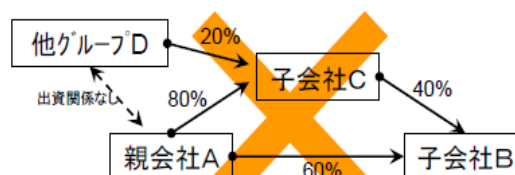
※③の場合は、年度毎に（年度末中間）実績報告時点で直近の確定決算における値を使用し、当該年度中適用する。

<100%出資の考え方>

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



$$【Bに対するAの出資率】 = 60\% + 100\% \times 40\% = 100\%$$



$$【Bに対するAの出資率】 = 60\% + 80\% \times 40\% = 92\%$$

(3) 留意事項

- ① 期間中の変更について
期間中に出資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合又は100%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更する。
- ② 一般競争入札による調達の場合
100%子会社等を含まない2者以上の応札の結果、100%子会社等が落札した場合は、利益排除は不要である。
- ③ 一般競争入札以外の方法による調達の場合
 - (i) 相見積もりをとらない場合
利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。
 - (ii) 相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合
100%子会社等を含まない2者以上の相見積もりを他にとった場合、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。

様式第 1

平成 年 月 日

総務大臣 殿

提案者 法人の住所、氏名及び
その代表者の氏名

印

**平成 2 5 年度無線システム普及支援事業費等補助金
(暫定的難視聴対策事業 (受信対策事業)) の応募について**

平成 2 5 年度無線システム普及支援事業費等補助金 (暫定的難視聴対策事業 (受信対策事業))
について、下記のとおり応募します。

記

1 提案事業名

2 補助事業に要する経費 円
補助対象経費 円
補助金交付申請額 円

3 事業完了予定日

完了予定日 平成 年 月 日

事業計画書

1 応募者の概要

企業・団体名	
所在地	
設立年月日	
代表者の役職 及び氏名	
人員	人
現在の活動内容	

2 事業内容等

事業の名称
事業の概要
応募の背景・事業の目的
事業の実施体制
関係機関・団体との連携体制
コンプライアンス・個人情報の管理体制

事業の実施内容

※ 評価事項のうち特に「③ 事業計画」について留意しながら記載すること。

経費配分書

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
暫定的難視聴対策事業(受信対策事業)	受信設備整備・貸与事業費		
	事務費		
	合計		

※ 有利子の資金が充てられた場合の利子支払い額は除いてください。

補助対象経費額内訳書

暫定的難視聴対策事業（受信対策事業）

（単位：円）

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳を記載すること。	金額
受信設備整備・貸与事業費		
事務費		
合計		

※ 有利子の資金が充てられた場合の利子支払い額は除いてください。

事業実施計画（スケジュール）

本事業の開始から平成25年度末までのスケジュールを、事業内容に沿って線表等で記載してください。

事業内容	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月

(別添)

「暫定的難視聴対策事業」の運用について

(暫定的難視聴対策（受信対策事業）公募要領 参考資料)

総務省 情報流通行政局

目 次

I	基本的事項	1
	1. 事業の目的	
	2. 使用する衛星等	
	3. 放送する番組	
	4. 事業の実施期間	
	5. スクランプルの扱い	
	6. 利用対価の扱い	
II	利用の指針	2
	1. 利用できる方	
	2. 世帯・非世帯の扱い	
	3. 利用の申込み	
	4. 視聴できる番組	
	5. 視聴できる期間	
	6. 視聴できる受信機器の数	
	7. 利用手続き等	
III	受信設備整備支援の指針	3
	1. 支援対象者の範囲	
	2. 支援の申込み	
	3. 支援の内容	
	4. 貸与受信機の扱い	
IV	特 例	4
	1. NHKのアナログ難視聴地区の扱い	
	2. 民放1波地区又はこれと同様な状況にある地区の扱い	
	3. 外海離島(小笠原及び南北大東地区)の扱い	
	4. 工事遅れ等の技術的な要因以外で地上デジタル放送が視聴できない世帯・事業所の扱い	

「暫定的難視聴対策事業」の運用について

I 基本的事項

1. 事業の目的

暫定的難視聴対策事業は、地上アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送への全面移行の際、アナログテレビ放送が視聴できている方で、アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日までに、地上系の放送基盤によりデジタルテレビ放送が送られられない方々に対し、地上系の放送基盤による恒久的な対策が実施されるまでの間、それまでに視聴していたアナログテレビ放送に相当する放送について、暫定的に放送衛星を用いた地上系の放送番組の同時再送信（再放送）による放送の視聴に移行していただき、テレビを視聴できないという事態を回避することにより、円滑なデジタル化移行に資することを目的とします。

2. 使用する衛星等

暫定的難視聴対策事業を実施するための放送衛星局は、チャンネル番号17を使用する受託国内放送を行う放送衛星局とし、実施主体となる委託放送事業者は、当該放送衛星局の免許を受けた受託放送事業者から、受託放送役務の提供を受けて放送を行います。

3. 放送する番組

- (1) 同時再送信する放送番組は、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京及びフジテレビの7つの地上デジタル放送番組です（NHK総合及び教育については、NHK東京デジタルとなります。）。
- (2) 一の時間帯に標準画質により複数の地上デジタル放送が行われる場合には、主たる放送の同時再送信となります。
- (3) 同時再送信は、標準画質で字幕放送付与可能な放送（EPG（電子番組表）は番組名のみを表示。データ放送はなし。）となります。

4. 事業の実施期間

- (1) 同時再送信の実施期間は、平成22年3月から平成27年3月末までです。
- (2) 受信設備整備支援については、原則としてホワイトリストの公表からアナログ放送終了（平成23年7月24日）までです。

5. スクランプルの扱い

放送番組にはスクランブル（暗号化による視聴制御）を施して放送し、利用者は、利用の申込みを行い、利用が承諾された場合にスクランブルが解除され、視聴が可能となります。

6. 利用対価の扱い

受信設備整備支援を含め、利用者に固有の利用料又は対価を求めません。

II 利用の指針

1. 利用できる方

利用対象者は、総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会において取りまとめ、公表される、利用対象地区等が示されたリスト（ホワイトリスト※）に掲載された地区にお住まいの方々です。

※「ホワイトリスト」

1 ホワイトリストには、以下の区分ごとに、利用対象地区（地図を含む）、視聴できる番組等、暫定的難視聴対策事業に必要な事項が掲載されます。

- ① デジタル放送難視聴地区リスト
- ② 改修困難共聴リスト
- ③ デジタル放送混信地区リスト
- ④ 都市受信障害リスト
- ⑤ 特別な対策地区リスト

また、この他に、以下の世帯等も包括的に含みます。

- ・上記に分類されないもので技術的な要因（原因が不特定のもの）により難視となる世帯・事務所
- ・工事遅れ等の技術的な要因以外で地上デジタル放送が視聴できない世帯・事務所

利用対象地区は、アナログ放送が視聴できていたにもかかわらず、デジタル放送（民放キー局の系列に属さない独立した県域民放局の放送を除く。）が視聴できない地区のうち、暫定的難視聴対策事業の終了までの間で、地上系の放送基盤（中継局、共同受信施設等）による対策が実施される地区となります。

2 ホワイトリストは、平成22年1月に初版が公表され、その後、定期的に更新されています。

3 ホワイトリストには、特例として暫定的難視聴対策事業の対象となる、NHKアナログ難視聴地区は含まれません。

2. 世帯・非世帯の扱い

利用対象者には、対象地区にある個別世帯のほか、事業所等の非世帯施設も含まれます。

3. 利用の申込み

- (1) 同時再送信の利用については、利用対象者からの利用申込みが必要です。
- (2) 利用申込みの受付期間は、原則としてホワイトリストの公表からアナログ放送終了（平成23年7月24日）までです。

なお、受付期間終了後であっても、ホワイトリスト地区に転入された方については、利用申込みを受け付けます。

4. 視聴できる番組

- (1) ホワイトリストに掲載された番組となります。
- (2) 視聴することができる番組の基準は、次の考え方によります。
 - ア 基本的に、ホワイトリストの地区ごとに、視聴できない系列局の放送番組に該当する番組を視聴することができます。
 - イ ただし、地上系の放送基盤での対策内容やその他の地域事情により、視聴できない系列局の放送番組以外の放送番組も含めることが合理的である場合には、その内容をホワイトリストに掲載した上で、視聴できるものとします。なお、NHKの放送番組（NHK総合及び教育）については、すべての地区において視聴することができます。
 - ウ クロスネット局の場合は、該当する系列局の放送番組を視聴することができます。

5. 視聴できる期間

地上系による恒久的な対策が完了した後、一定の期間（最大7か月程度）を経た段階で、視聴できる期間が終了します。

6. 視聴できる受信機器の数

一世帯当たり最大受信機器3台までとします。

ただし、非世帯の場合であって、実態として3台を超える受信機器の利用が必要と認められる場合には、3台を超える受信機器での視聴を可能とします。

7. 利用の手続き等

- (1) 利用を希望する方は、実施主体に対して利用申込みを行う必要があります。
- (2) 実施主体は、利用申込みの内容（住民票等による本人確認を含みます。）とホワイトリストとの照合確認により、利用を承諾するかどうかを決めます。ホワイトリストに掲載された地区にお住まいでない場合等、利用をお断りさせていただくこととなります。利用の諾否については、申込者に直接、書面でお知らせします。
- (3) 利用者が、利用期間の途中でホワイトリストに掲載された地区以外の場所に転

居した場合等には、実施主体にその旨連絡していただきます。

(4) 実施主体は、利用者情報（受信設備整備支援内容を含む。）を個別に管理します。このために、必要に応じて、利用者に報告をお願いする場合があります。

(5) 実施主体は、利用手続き等により得た利用者の個人情報については、個人情報保護法に則って適切な取扱いを行います。

なお、実施主体は、放送事業者等関係機関に対し、当該個人情報の提供を行うことができることとします。

Ⅲ 受信設備整備支援の指針

1. 支援対象者の範囲

(1) 受信設備整備の支援を受けられるのは、同時再送信の利用手続きを完了した利用者のうち、現にBSデジタル放送の受信設備を有していない世帯となります。

なお、受信設備整備支援は、支援対象者が日常的に居住している家屋に置かれている設備に限り、別荘等は含みません（住民票等をもって確認します。）。

(2) アナログ放送終了（平成23年7月24日）後に、ホワイトリストに掲載された地区に転入して来た方は、受信設備整備支援の対象ではありません。

(3) 事業所等の非世帯施設については、受信設備整備支援は行いません。

2. 支援の申込み

(1) 受信設備整備支援を受けるためには、支援対象者からの申込みが必要です。

(2) 申込みの受付期間は、原則としてホワイトリストの公表からアナログ放送終了（平成23年7月24日）までです。

ただし、地域ごとに特定の期間を設定する場合があります。

3. 支援の内容

(1) BSデジタル対応チューナーの貸与

BSデジタル対応の受信機器を現に有していない場合は、BSデジタル対応チューナー1台を実施主体から利用者に貸与します。

(2) 受信アンテナ（パラボラアンテナ）その他の工事

受信アンテナ（パラボラアンテナ）を現に有していない場合は、アンテナ設置及び配線等の工事を行います（現物給付）。

ただし、技術的な要因（原因が不特定のもの）により難視となる世帯については、アンテナ設置等は仮設工事で行います。（貸与）

(3) 衛星による対策の代替として、中継局による恒久対策が実施されるエリアに限り、ケーブルテレビの一時利用（地上系による恒久的な対策が完了した後、一定の期間（最大7ヶ月程度））による支援とする場合があります。

(4) (2) の工事内容は、同時再送信（BSデジタル放送）を視聴するために必要

な最小限の初期工事とし、具体的な工事内容は、実施主体において現地確認を行った上、実施主体が作成する基本仕様に基づいた工事となります。

なお、共同受信方式による工事も対象となります。

(5) 支援は、貸与及び初期工事の両方について1回限りとし、利用期間内に不具合等があった場合には、利用者により対処していただきます。

4. 貸与受信機等の扱い

(1) 貸与受信機（BSデジタル対応チューナー）は実施主体の財産に帰属します。

(2) 利用者には、貸与受信機、及び受信設備整備支援により得たその他の設備を、善良なる管理者の注意をもって利用・管理していただきます。

IV 特例

1. NHKのアナログ難視聴地区の扱い

NHKのアナログ難視聴地区については、暫定的難視聴対策事業の対象とし、当該地区の視聴者からの申込みにより、同時再送信されるNHK総合及び教育の番組を視聴することができます。ただし、受信設備整備支援の対象にはなりません。

2. 民放1波地区又はこれと同様な状況にある地区の扱い

(1) 徳島県・佐賀県の特例

ア 民放1波地区である徳島県及び佐賀県については、区域内波の対策に加え、アナログ放送において日常的に視聴されていた区域外波※（民放キー局の系列に属さない独立した県域民放局の放送を除きます。）についても、当該デジタル波が視聴できなくなった場合は、暫定的難視聴対策事業の対象となります。

※区域外波

地上系テレビ放送は、県域放送を原則として同一の放送を同時に受信できる一定の区域（放送対象地域）ごとに放送局が開設されていますが、区域外波とは、他の放送対象地域にある放送局の放送波が地域を超えて到来している状態のことを言います。

イ 区域外波については、事業実施に当たって以下の特例によります。

① 視聴することができる番組は、視聴できない系列局の放送番組に該当する番組が基本となりますが、地区ごとに、受信困難の状況等を踏まえ、別途、全国地上デジタル放送推進協議会において検討し、ホワイトリストに掲載することとします。

② 受信設備整備支援の対象にはなりません。

ただし、デジタル波において、県内波に加え区域外波も受信できない地区については受信設備整備支援の対象とします。

(2) 区域外波に依存している地区の特例

瀬戸内海の島しょ部など、地理的条件によりアナログ放送において区域内波が難視聴のため、区域外波の視聴が常態化している地区において、当該デジタル波が視聴できなくなった場合は、暫定的難視聴対策事業の対象になります。

事業実施の特例は、上記(1)のイと同様とします。

3. 外海離島(小笠原及び南北大東地区)の扱い

(1) 地元自治体を中心としたデジタル放送番組の伝送方法等の恒久的な対策の検討状況により、その扱いを全国地上デジタル放送推進協議会において決定し、暫定的難視聴対策事業の対象とする場合はホワイトリストに掲載することとします。

(2) その決定に当たっては、暫定的難視聴対策事業の終了期限までに恒久的な対策が実施される場合には、地元自治体等の要請により、暫定的難視聴対策事業の対象とすることを前提とします。ただし、受信設備整備支援の対象にはなりません。

4. 工事遅れ等の技術的な要因以外で地上デジタル放送が視聴できない世帯・事業所の扱い

暫定的難視聴対策事業の対象とし、利用申込みにより、居住等する地域に係る放送の系列局の番組を視聴することができます。ただし、受信設備整備支援の対象にはなりません。

(別添)

応募書類の提出等について

暫定的難視聴対策事業（受信対策事業）への応募については、次のとおりとさせていただきます。

(1) 受付期間

平成25年2月1日（金）～平成25年2月21日（木）17時必着

(2) 提出方法

応募される方は、応募書類に必要な添付書類を添えて、正本1部、副本1部（正本をコピーしたもの）の計2部を、上記期間までに総務省情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信推進室まで提出してください。

(3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先とお問い合わせ先は次のとおりです。

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館11階

総務省 情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信推進室

電話：(代表) 03-5253-5111 (内線 5949)、(直通) 03-5253-5949

(4) 提出書類について

- ① 事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、平成25年度中に支出される経費（有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を除く。）を記載してください。
- ② 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の大きさはA4版、片面印刷をお願いします（両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。記載はワープロ打ち、フォントは10ポイント以上とします。
- ③ 以下の「提出書類一覧」における書類について、正・副各1部を提出してください。なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。
- ④ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒヤリング等を行います。様式中の注意事項を参考に、適宜、具体的な数字や図面等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。

なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。

- ⑤ 応募書類への記入に当たっては、各審査事項を踏まえた記述としてください。
- ⑥ 「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、評価用に限定して使用

します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

<提出書類一覧>

(全事業共通)

提出書類	書 類 名	様式
	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第 1
	<input type="checkbox"/> 事業計画書	別紙 1
	<input type="checkbox"/> 経費配分書	別紙 2-1
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費額内訳書	別紙 2-2
	<input type="checkbox"/> 事業実施計画 (スケジュール)	別紙 3
添付資料	<input type="checkbox"/> 応募者の概要が分かるもの (パンフレットなど) <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 最新の決算報告書 (3年分) <input type="checkbox"/> 個人情報保護管理体制に関する規程 <input type="checkbox"/> その他評価の内容を満たすことを証する書類 (任意)	

(注) 提出書類及び添付資料は、正・副各 1 部を提出してください。

(5) 採否の通知等

評価結果 (採択又は不採択) の決定後、デジタル放送受信推進室から速やかに通知します。

※採択された事業計画及び経費等は、補助金交付申請までに修正していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

(6) 公募スケジュール (予定)

2月1日 (金) ~ 2月21日 (木)	公募受付期間
2月下旬 ~ 3月上旬	公募評価会
3月中旬 ~	採択決定